

答申第 207 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 11 月 12 日付けで諮問された県立高等学校職員に係る出張伺・復命書一部非公開の件（諮問第 272 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高等学校職員に係る出張伺・復命書のうち、本件高校職員が自らの健康診断の結果に関して復命事項欄に記載した事項を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の職員に係る出張伺・復命書（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、交付した行政文書の写しのうち、復命事項の欄に記載された情報の一部を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 不服申立人は、平成 15 年 8 月 21 日に、本件高校において、本件行政文書の閲覧をしたが、その際には復命事項欄に記載された情報はすべて公開されていた。しかし、その場で本件行政文書の写しの交付を求めたところ、検討を要する部分があるとの理由で当日の写しの交付は留保され、その後、同年 9 月 8 日に本件行政文書の写しを交付されたが、交付された写しでは、復命事項欄に記載された情報の一部が非公開とされていた。これは、本件行政文書の復命事項欄に記載された情報のすべてが公開されたことに反する処分である。

イ 本件行政文書を一度閲覧させておきながら、その写しを交付しないということは、矛盾することである。本件行政文書を閲覧させたことが適正でないことなのか、本件行政文書の写しを交付しないことが適正でないことなのか、いずれが正しいことなのか明確にしてほしい。本件行政文書を閲覧させた以上、写しを交付すべきである。

ウ 実施機関は、非公開等理由説明書の「非公開理由について」の欄の記述をもって非公開が相当であると断定しているが、このことはすなわち本件行政文書を閲覧させたことが適正でなかったと断定していることで

もある。

### 3 実施機関（県立高等学校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

本件行政文書は、本件高校の職員に係る出張伺・復命書である。当該文書は、旅行命令簿・旅費請求書（内国）に、各県立高等学校で必要に応じて添付する副簿の一種であって、旅費計算システムで所要金額を算出するための入力項目を網羅した、本件高校で作成された任意の様式であり、本件高校の職員が出張した日時、用務内容、出張先、交通手段、復命事項等が記載されている。

#### （2）条例第5条第1号該当性について

本件高校職員が自らの健康診断の結果に関して復命事項欄に記載した事項（以下「本件復命事項」という。）について、当初は、健康診断終了という事実の報告にすぎないと認識していたため、非公開情報であるとの認識がないまま、本件復命事項を公開とする一部非公開決定（以下「当初決定」という。）を行い、平成15年8月21日に不服申立人に閲覧をさせた。しかしながら、その場で不服申立人から本件行政文書の写しの交付を求められた際に、本件復命事項については、職員個人に関する情報であり、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれのある情報ではないかとの疑義が生じたため、当該部分の非公開等を検討することを含め、教職員課と連絡をとり、当日の本件行政文書の写しの交付は留保したい旨を不服申立人に伝え、不服申立人の了解を得た上で当日の本件行政文書の交付は行わず、後日改めて日程を設定した上で本件行政文書の写しの交付を行った。

#### （3）その他

本件復命事項について、非公開措置を講じずに閲覧を実施したことは、情報管理の上で問題があったとしても、本件行政文書の写しの交付に当たって、本件復命事項を非公開としたことは、少なくとも二重の誤りを防ぐ措置であったと考える。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件不服申立てについて

本件不服申立ての対象は、非公開とされた情報のうち、本件復命事項であると認められる。

以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

##### (3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

###### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件復命事項は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

###### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも関

覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

本件復命事項は、本件高校の職員の身体状況等に関する情報であって、慣行として公にされている事実は認められず、公にすることが予定されている情報であるとも認められないので、本件復命事項は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

本件復命事項は、本件高校の職員が健康診断の受診結果を復命事項欄に自ら記載したものであり、当該職員個人の身体状況等に関する情報である。したがって、本件復命事項は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

## 5 付言

本諮問案件においては、実施機関が当初の閲覧時には非公開としていなかった本件復命事項を、不服申立人から写しの交付を求められた際に、非公開とすべき情報ではないかとの疑義を抱き、当日の本件行政文書の写しの交付を留保し、後日、当初決定を変更しないまま、本件復命事項を非公開とした本件行政文書の写しを交付していることが認められる。このような公開の実施は、不服申立人の実施機関に対する信頼を損なうものであり、実施機関において今後同様のことがないように、慎重かつ適切な対応を行うよう努める必

要がある。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 11 月 12 日	諮問
11 月 18 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 17 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 22 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 1 月 19 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
9 月 6 日 (第 38 回部会)	審議
10 月 13 日	指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10 月 29 日 (第 39 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年12月20日現在)(五十音順)